

広島シンフォニック・ファミリア吹奏楽団 規約

第1章 総則

- 第1条（名称） この団の名称を広島シンフォニック・ファミリア吹奏楽団（以下、「当団」という。）とする。
- 第2条（事務局） 当団の事務局を事務局長宅に置く。

第2章 目的・活動及び運営

- 第3条（目的） 当団は、当団員相互間及び各団体との融和・親睦をはかり、さらに音楽を通じ地域社会貢献のために援助・指導をはかることを目的とする。
- 第4条（活動） 当団は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 演奏会の開催・コンクールなどへの出場
(2) 講習会などの開催及び参加
(3) 機関紙の発行及びレクリエーション等の活動
(4) その他目的達成のための活動
- 第5条（運営）
1 当団は、団費・寄附金及び諸行事の純利益によって運営する。
2 団の運営は1月1日よりその年の12月末日までとし、運営について異議・申し立てがない限り自動更新とする。

第3章 団員及び団費

- 第6条（団員）
1 当団の団員は、次のとおりとする。
(1) 一般団員
(2) サポート団員
2 団員は団の団員たることを誇りとし、規律正しく目的達成のために活動する。
- 第7条（入団）
1 入団希望者は、仮入団期間を経て、入団金を添え所定入団申込書を団長に提出し、団長の承認を得ることにより入団する。
2 仮入団期間は3カ月とする。
- 第8条（休団）
1 団員は産休に限り休団することができる。休団しようとするときには、休団届を団長に提出し、団長の承認を得ることにより休団とする。
2 休団期間は最大1年とする。ただし、当該者の申し出があれば延長を認める。
- 第9条（退団）
1 団員が退団しようとするときは、退団届に理由を付して団長に提出し、団長の承認を得ることにより退団する。
2 正当な理由なくして6ヶ月間団の活動に参加しなかったものは、役員会の決定を経て退団とする。
- 第10条（除名） 団員が当団の名誉を傷つけ、又は当団の目的に反する行為があったときは、役員会の決定を経て、団長がこれを除名することができる。
- 第11条（再入団）
1 再入団する場合は役員会の決定を経て、団長がこれを決定する。
2 再入団する場合は入団金、仮入団期間を免除する。ただし、演奏会の出演には制限がある。
3 除名された団員は再入団することができない。
- 第12条（団費・慶弔費） 当団の団費は次のとおりとする。
(1) 入団金は1,000円とする。
(2) 一般団員は1ヶ月2,000円とする。
(3) サポート団員は入団金、団費は徴収しない。
(3) 休団中は徴収しない。
(4) 慶弔費は上限5,000円とし必要に応じて、役員会で決定し、支給する。
(5) 演奏会を開催する場合は、必要に応じて臨時徴収をする。

第4章 役員

第13条 (役員)

- 1 当団には次の役員を置く。

(1) 団 長	1名	総会で選出する。
(2) 副団長	1～2名	団長が選出し、総会で承認を得る。
(3) 事務局長	1名	団長が選出し、総会で承認を得る。
(4) 事務局員	若干名	事務局長が任命する。
(5) 会 計	1名	団長が選出し、総会で承認を得る。
(6) 監 査	若干名	団長が選出し、総会で承認を得る。
- 2 前項中、監査を除く役員により役員会を構成し、団の運営にあたる。
- 3 役員任期は次回総会までの1年間とし、再選を妨げない。

第14条 (音楽監督)

- 1 当団に音楽監督を置く。
- 2 音楽監督は団長が委嘱する。
- 3 音楽監督は当団の音楽面を統轄する。

第15条 (役員職務)

- 役員は次の職務を行う。
- (1) 団長は、当団を代表し団の活動全般を統轄する。
 - (2) 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときはその代行をする。
 - (3) 事務局長は、役員会の運営全般を統轄し、当団の運営を担当する。
 - (4) 事務局員は、事務局長を補佐し、当団の運営にあたる。
 - (5) 会計は、団費の収支を管理する。
 - (6) 監査は、当団の会計監査を行う。

第16条 (顧問及び参与)

- 1 当団には、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、役員会において推薦し団長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、当団の運営の諮問機関とする。

第5章 会議

第17条 (総会の招集)

- 1 通常総会は毎年1回団長がこれを招集する。
- 2 臨時総会は、団長が必要と認めたととき及び団員の1/3以上の要請があつたときにこれを招集する。

第18条 (総会の決議事項)

- 1 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 活動報告及び収支決算について
 - (2) 役員を選出・改選について
 - (3) 活動方針及び予算について
 - (4) 規約改正について
 - (5) その他
- 2 総会の開催は、団員の1/2以上の出席(委任状も含む)を必要とし、決議事項は出席者の過半数をもって決定する。

(その他)

上記以外に関する事項は、別に定める。

附則 この規約は平成17年 7月 2日より施行する。
平成17年12月18日、一部改訂を行う。
平成22年 3月13日、一部改訂を行う。
平成23年 2月26日、一部改訂を行う。
平成24年 3月 3日、一部改訂を行う。
平成27年 2月28日、一部改訂を行う。
平成29年 4月16日、一部改訂を行う。